平成２９年（フ）第６７２８号
東京都世田谷区成城５丁目22―19―101
債務者　佐藤　信也
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７２９号
千葉県千葉市美浜区真砂３丁目17―１―807
債務者　小長谷千恵美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３０号
東京都大田区大森西６丁目７―17―303
債務者　中野　雅弘
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３１号
東京都墨田区太平４丁目２―１―712
債務者　広瀬　群夫
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３４号
東京都八王子市散田町３丁目１―８―213
債務者　鐘川　正治
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７４３号
東京都豊島区目白５丁目８―11―1002
債務者　渡辺　裕樹
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７４４号
東京都大田区萩中２丁目10―２―203
債務者　鈴木　志信
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７４５号
東京都江東区北砂３丁目１―11
債務者　小川　智裕
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５２号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目19―７―101
債務者　中野マリナ
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５３号
東京都江東区亀戸３丁目43―21　角重第２ビル301
債務者　稲庭　則子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５４号
東京都板橋区東新町２丁目24―10―403
債務者　堀内　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５７号
東京都世田谷区給田３丁目27―８―202
債務者　津島　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６１号
東京都葛飾区亀有３丁目33―８―303
債務者　井上　洋佑
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６２号
東京都世田谷区野沢２丁目９―21―201
債務者　阿波連　豊
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６４号
東京都新宿区戸山２丁目17―502
債務者　前田　了子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６５号
埼玉県八潮市大字大瀬1456―１―202
債務者　福田　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部